

諮問書

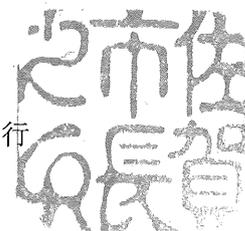
佐市温病第74号

平成24年10月24日

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村上英明 様

佐賀市長 秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

監視カメラ設置事業における、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供を行うことの可否について

2. 諮問理由

平成20年に武雄市内の病院で外部者進入による患者被害が発生し、その後も全国各地で発生している犯罪対応に苦慮していた。

そこで、療養環境の保全を図ることを目的とし、犯罪被害の抑止効果が期待できる監視カメラを設置する。

3. 設置者（管理者）

佐賀市立富士大和温泉病院

4. 設置時期

平成20年4月1日

5. 監視カメラの概要

(1) 設置場所及び設置台数

- ・富士大和温泉病院の出入りが多い5箇所を選出し、各1台を設置する。
- ・設置台数は当分の間5台とするが、今後の状況に応じ、増減の可能性あり。

(2) 撮影する画像及び保存方法

- ・熱感知センサーで動くものを感知したときに撮影を開始する。
- ・撮影された画像は、デジタルビデオレコーダーに記録される。
- ・画像データの記録の有無を定期的に確認する。
- ・記録された画像データに問題がない場合は、データをそのまま上書きすることで完全消去する。(3ヶ月ごとのデータ上書き)

(3) 掲示

- ・カメラ設置場所に「監視カメラ作動中」等と明記した表示板を掲示する。

(4) デジタルビデオレコーダーの管理

- ・デジタルビデオレコーダーは、事務室に設置し、画像データ記録するとともに保管する。
- ・業務時間外は、事務室を施錠し鍵を警備員にて管理する。

6. 記録データの取り扱い

- ・「監視カメラ運用基準」を定め、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者を特定する。
- ・記録データの取り扱いは、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者のみが行う。

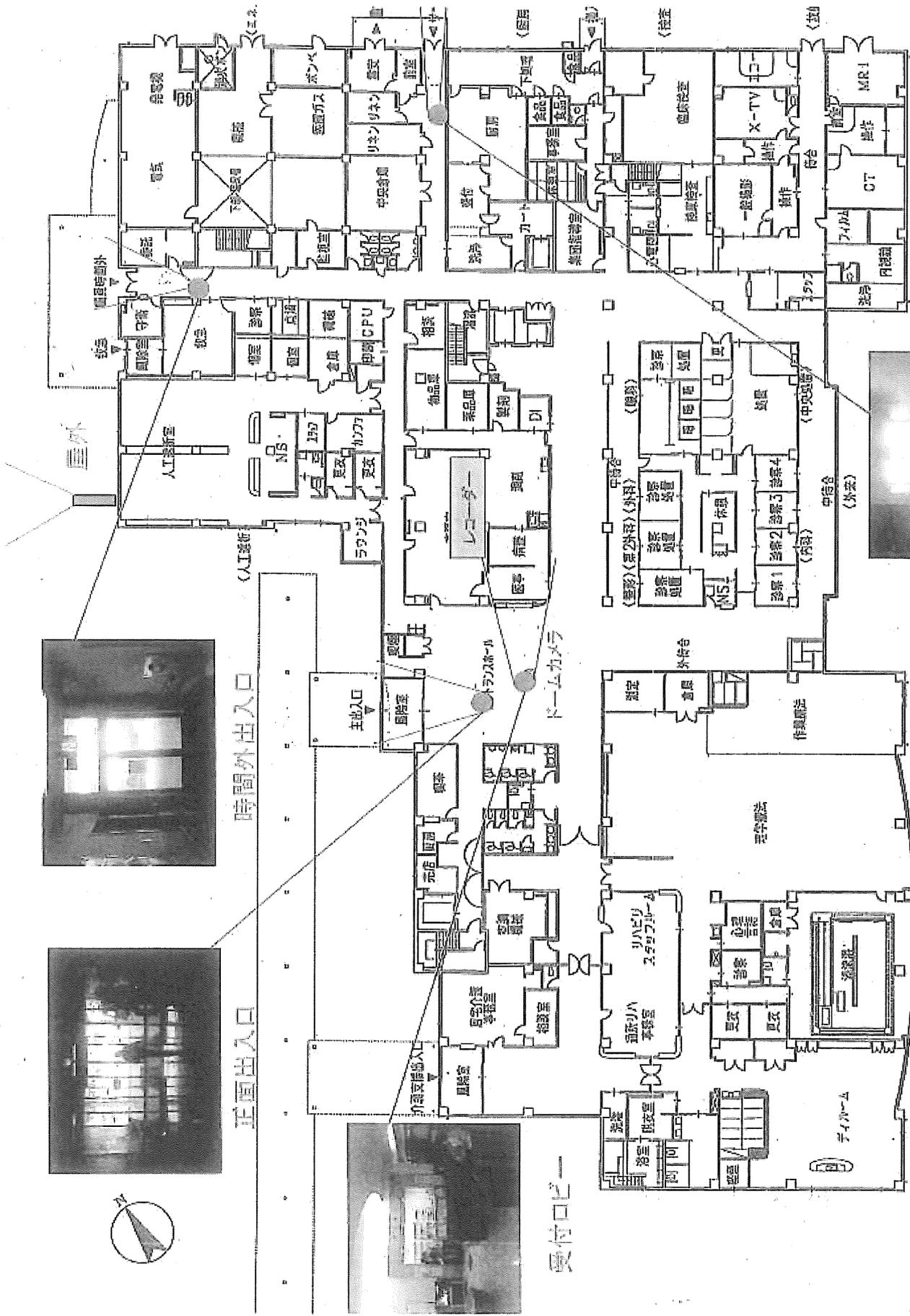
7. 記録データの外部提供

記録データの外部提供については、「佐賀市個人情報保護条例」及び「佐賀市立富士大和温泉病院 監視カメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供する。

また、提供先には、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。



サービス出入口
1階平面図
1:300

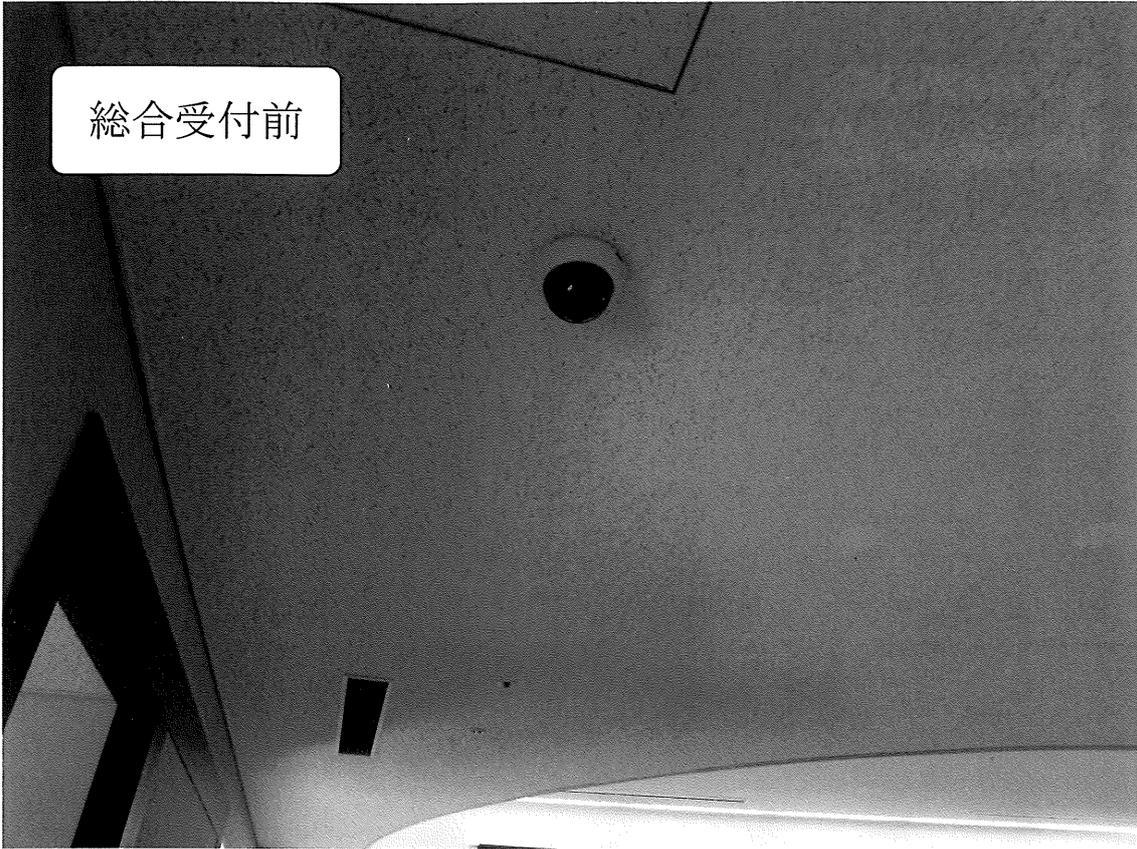


富士大和温泉病院様 防犯カメラ設置場所 各ヶ所 イメージ図

正面玄関前



総合受付前



病院敷地入口前



時間外入口前



サービス通路入口前



佐賀市立富士大和温泉病院 監視カメラ運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、佐賀市立富士大和温泉病院での犯罪被害を抑止し、療養環境の保全を目的として設置する監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）及びこれにより記録された画像情報（以下「画像データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(監視カメラの設置)

第2条 監視カメラは、佐賀市立富士大和温泉病院への出入りが多い場所の中から選
び設置する。

2 監視カメラを設置した場所には、通行人の見やすい位置に監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

(監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は、佐賀市立富士大和温泉病院事務長とする。

3 取扱者は、佐賀市立富士大和温泉病院職員の中から、管理者が指名する。

4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

5 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び画像データの適正な取り扱いに努めなければならない。

(画像データの取り扱い)

第4条 画像データは、監視カメラ内の熱感知センサーが動体を感知した場合に限り、監視カメラに継続するデジタルビデオレコーダーに記録する。

2 管理者又は取扱者は、設置したデジタルビデオレコーダーの記録の有無を定期的に確認する。

3 記録された画像データは、管理者の指定するモニター又はパソコンで確認、解析する。

4 前項の解析の結果、管理者が保存不要と判断した画像データについては、データをそのまま上書きすることで完全消去する。（3ヵ月ごとのデータ上書き）

5 第3項において画像データの保存、解析の操作を行うパソコンは、管理者が指定するパソコンとし、その操作は管理者又は取扱者が行う。

6 画像データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(画像データの提供等の制限)

第5条 画像データは、法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外のものに貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この基準は平成24年11月1日から実施する。